新型コロナウイルス感染症の「5類移行」に伴う授業運営について

令和5年5月1日 山口県立大学長 田中マキ子

令和5年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが季節性インフルエンザ等と同様の「5類」となることに伴い、学校における出席停止について定めた学校保健安全法施行規則が改正されるほか、全国の学校が規範としている「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」も改訂されることになりました。

本学においても、こうした社会の流れに準じて、令和5年5月8日以降の新型コロナウイルス対応に係る 授業運営を見直しますので、学生・教職員の皆様におかれましては、下記の内容をよく理解した上で5月8日 以降の授業に臨まれるよう、準備とご協力をお願いします。

1.5類移行に伴い変更となる取扱い

(1) 体調不良者等の出席停止

【これまで】

- ・新型コロナウイルス感染者の療養期間及び濃厚接触者(濃厚接触者と2次的に濃厚接触があった者を含む)の待機期間は、授業の出席停止。
- ・風邪の症状や発熱等が認められる場合についても、自宅で休養。風邪の症状等がなくなって 3 日が経過するか、病院で「通学してもよい」旨の診断があった場合に通学可。
- ・これらの場合の授業の出席の取扱いは、所定の手続きによって公認欠席となる。 ※公認欠席の手続は、必ずしも診断書の提出を求めず、医療機関の領収書等でも可。

【5月8日以降】

- ・新型コロナウイルス感染者は、発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後1日を経過するまで授業の 出席停止とします。また、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨します。
- ・この間の授業の出席の取扱いは、所定の手続きによって公認欠席となります。
 - ※発熱や咽頭痛等の普段と異なる症状がある場合には、無理をせずに自宅で休養しましょう。ただし、 新型コロナウイルス等への感染が認められない場合は、公認欠席になりません。
 - ※公認欠席の手続には、<u>登校許可証明書又は出席停止期間の記載のある医師の診断書の提出が必要</u>となります。(医療機関の都合等により診断書等の入手が難しい場合にはご相談ください。)
 - ※感染した場合や、感染者と濃厚接触があった場合等でも、チューターや保健室への連絡は不要です。

(2) 着席間隔

【これまで】

・教室等では、可能な限り間隔を空けて着席。

【5月8日以降】

- ・感染状況が落ち着いている平時には、特段の対策を講じる必要はありません。
- ・地域等で感染が流行している時には、教室等では、可能な限り間隔を空けて着席してください。
- ・感染流行時においても、着席間隔を具体的な数値で定めたり、長机の場合「一つ飛ばし」で着席しなければいけないといった制限は設けません。可能な範囲で着席間隔の確保をお願いします。

(3) 具体的な活動場面ごとの感染対策

【これまで】

・講義以外の演習、実験、実習、実技等に関しては、状況に応じた感染対策を実践することとして、活動場 面ごとの感染対策を指示。



【5月8日以降】

- ・感染状況が落ち着いている平時には、特段の対策を講じる必要はありません。
- <u>・地域等で感染が流行している時には、</u>感染リスク比較的高い学習活動に関しては、状況に応じた感染対策 を実践してください。

≪感染リスクが比較的高い学習活動≫

- ・対面形式でのグループワーク等
- ・一斉に大きな声で話す活動
- ・グループで行う実験や観察、共同制作等の表現や鑑賞の活動
- ・音楽の授業等における合唱
- グループで行う調理実習
- ・組み合ったり接触したりする運動

≪感染対策の例≫

- ・「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控える。
- ・互いに触れ合わない程度の身体的距離を確保する。
- ・その他、教員の指示に従ってください。

(4) ワクチン接種

【これまで】

・ワクチン接種日と授業が重なった場合や、ワクチン接種後の副反応により発熱等の症状がある場合には、 公認欠席の対象となる場合がある



【5月8日以降】

・ワクチン接種やワクチン接種後の副反応を理由とする公認欠席の取扱いは行いません。

2.5類移行後も引き続き行う感染対策等

(1) 教室の換気

換気を確保するため、教室は原則として窓を開けて使用してください。

- ・原則、外気側の窓と出入口のそれぞれ1か所以上を開けたままとします。窓を開ける幅は $10\sim20$ cm程度を目安とします。(強風等の場合は窓等を閉めてもよいが、適宜換気する。)
- ・冷暖房を使用する場合でも、窓や出入口は閉め切らずに、常に換気ができる状態としてください。
- ・換気設備は、常に「運転」の状態にしておきます。
- ・各教室に設置した CO2 モニターにより、換気の状況を確認することができます。

(2) マスクの着用について

マスクの着用は求めません。個人の判断に委ねます。

- ・本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されるよう、ご 配慮をお願いします。
- ・咳やくしゃみの際には、ティッシュ、ハンカチ等で口や鼻をおさえる「咳エチケット」を実践してください。

(3) 手洗い等

大学構内では、感染防止対策の基本である手洗いを実践してください。

・こまめな手洗いを実施してください。

(4) 学外実習等

医療機関や高齢者施設では、引き続きマスクの着用が推奨されているほか、各施設の状況等に応じた 感染対策が求められていることがありますので、実習先や担当教員から指示された対策を遵守してくだ さい。

- ・学外実習中は、特に健康状態に留意して、通常と異なる症状等がある場合には教員に報告してください。
- ・実習施設への移動においてバス等を利用する場合には、定期的に窓を開け換気を行ってください。空席 がある場合にはできるだけ座席を離し、会話を控えてください。
- ・実習中の自習・待機・休憩を行う控室等においても、教室と同様に換気が十分に行われているか、着席 間隔が確保されているか等について留意してください。

(5) 自習等

学内で自習を行う場合は、前述の授業と同じ感染対策を自ら行うようにしてください。

- ・換気確保のため、原則、外気側の窓と出入口のそれぞれ1か所以上を開けたままとします。
- ・地域等で感染が流行している時には、自習室内では可能な限り着席間隔を確保し、大声での会話や発声 は控えてください。

3. 問い合わせ、相談

○授業等に関する相談(平日8:40~17:10)

授業に関すること、履修に関することは、教務部門に相談してください。

教育研究支援部 教務部門 (電話) 083-929-6506

○体調管理に関する相談(平日8:40~17:10)

風邪の症状や発熱があるなど体調がすぐれない場合には、保健室の保健師等が応急処置や健康相談に対応します。

健康サポートセンター 保健室 (電話) 083-929-6512

○感染リスクの不安に関する相談(平日8:40~17:10)

基礎疾患を持つなど感染リスクが高い場合や、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって不安がある場合には、学内の専門家(医師、感染管理認定看護師)に相談ができます。教務部門を窓口としておつなぎしますので、連絡してください。

教育研究支援部 教務部門 (電話) 083-929-6506